

別記

告

些少の財界の不況は終に至難作所へ一及び豫約であり再三諸君に仰訴をせし如く何等か異うた経営方略を行ひぬは到底立ち行かぬこと一往つたがて過日諸君に至難作所の苦衷を訴え一とを難作所の更生のための御考慮を欲した次第であるが、諸君からのお詫び外に、自平時に及して居りお一たびに適者有方法を考へ出す事か出来ず口不本意から工場開墾をするに至る最終的決心、一たび決せられ、勿論工場開墾は云小工場並次行一もして以上工場法による手帳手帳は差上叶はず。上は人に人持ち大ではありまことに過載手帳是上半身と思ひます。不満足ではあります。また至難作所の目下の窮状に而向かひて、おしえ工場開墾の止むを乞ふことを仰せん。御被ひ度と思ひます。

高志工場は開墾費一月した次第で才次ら工場建物其他の管理の都合上在東京寄宿舎居住の様一員以外の方の出入は固く断り致し、又年且つ當然炊事、寝止り等の生活費が諸君より拂不便を處り、今月末日追徴償一月以内に蒙て渡止致します。おしえ共用の食事費は諸給與の半分を實費を理由として承知置きます。

昭和五年十月二十四日

従業員諸君

代表者 東京某難作所  
花沢勘四郎

秘書第三九六二號  
昭和五年十一月  
總監 丸山鶴吉



年1872



内務大臣 岩達謙藏殿  
社會局長 吉田 茂殿

(北陸、富山、大阪、神奈川、兵庫、愛知、岐阜、福井)

各 府 省 縣 長 官 勤

内務大臣 岩達謙藏殿  
社會局長 吉田 茂殿

(北陸、富山、大阪、神奈川、兵庫、愛知、岐阜、福井)

東京真錦工場勞働會議二閑スル件(第十月三十日追報)

(1) 共同負主名工場主免職不可要領不得

(2) 勞資會見セルガ文漢通報セズ

(3) 劳議固側廿六日工場主免職工場得失商賈支拂國光十七名換易セラレ擇折

(4) 劳議固側二内務アリ三十日固長餘木無脱出ス

首標勞働會議前報後一狀況左記一通ニ有之及申(通)報候也

(5) 劳議固側廿六日工場主免職工場得失商賈支拂國光十七名換易セラレ擇折